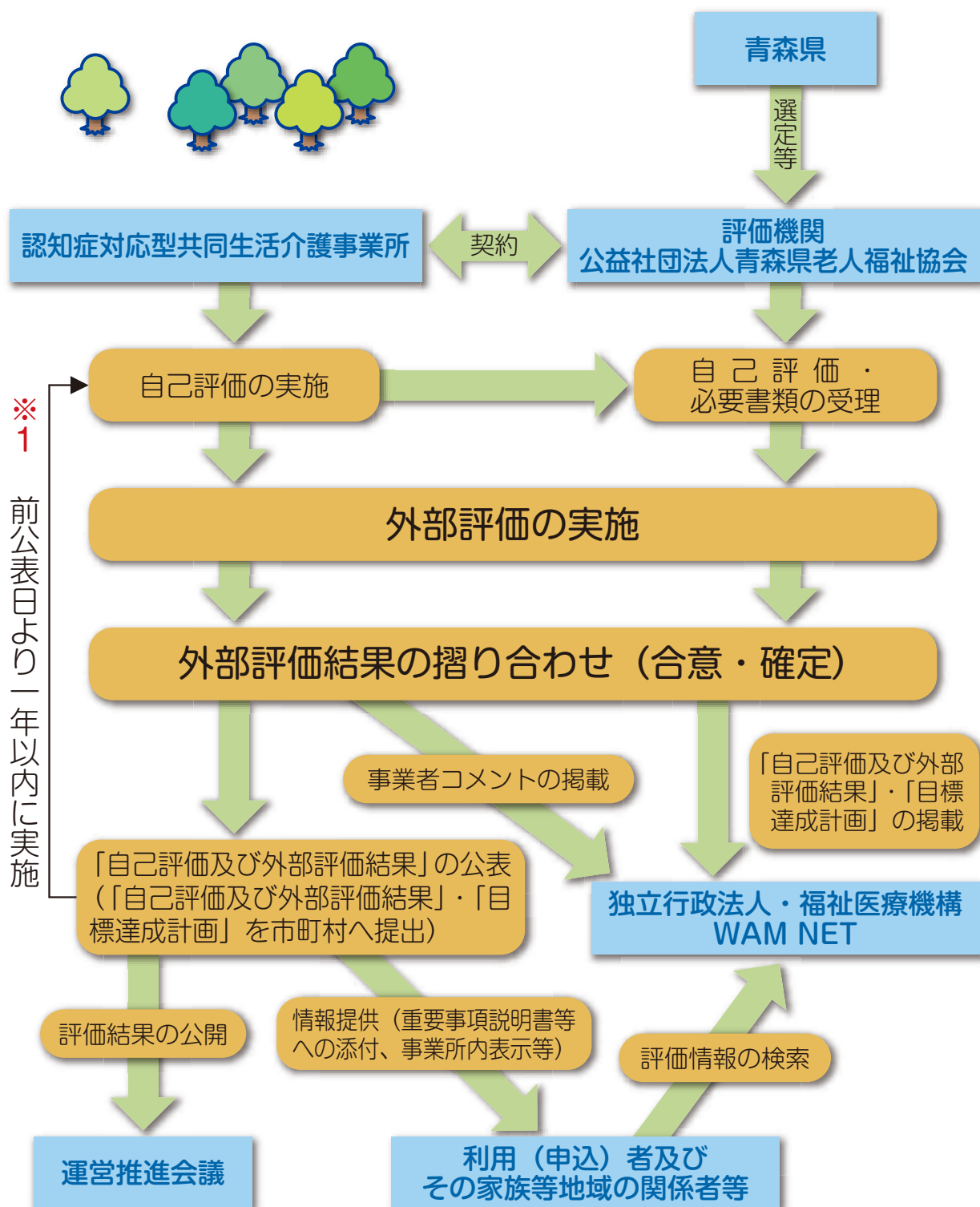


地域密着型サービス外部評価の流れ



※1 評価の頻度：前評価結果公表日より1年以内に公表（市町村へ提出し、受理された日が起算日となります）。

新規開設（ユニット数の増減）の場合は、開設後（ユニット数の変更の場合は市町村が体制の変更届を受理した日）から概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施します。